平成２５年（フ）第７０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路130番地５
債務者　藤原久美子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２号
埼玉県坂戸市伊豆の山町18―４、住民票上の住所福島県南相馬市原町区上町１丁目58番地
債務者　寺島　文子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第３０号
群馬県桐生市相生町２丁目909番地の23
債務者　張本夕加里
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第６号
福井市中野３丁目815番地
債務者　江口　新一
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
福井市松本４丁目17番23号　喜楽ビル内　きらりアパート
債務者　小林　玲子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
福井市宝永２丁目13番16号　松ヶ枝荘１号室、旧住所福井市定正町第20号32番地
債務者　西川惠美子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
福井県越前市広瀬町161―５―２　馬塚団地Ｂ棟43号、住民票上の住所福井県越前市沢町180番地の１　コーポあらやＢ―106
債務者　カシノ　チアゴ　オオクマこと　ＣＡＳＳＩＮＯ　ＴＨＩＡＧＯ　ＯＫＵＭＡ
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
山梨県甲府市富竹２丁目10番30号、申立時の住所山梨県甲府市千塚５丁目７番30号　小松住宅
債務者　小林　賢二
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
山梨県甲府市富竹２丁目10番30号、申立時の住所山梨県甲府市千塚５丁目７番30号　小松住宅
債務者　小林百理子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
山梨県中央市下河東580番地２　中沢ハイツ206
債務者　上田　雅弥
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８８号
山梨県南アルプス市飯野3174番地３　マノアールＤ―107号室
債務者　宮原　久美
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
長野県塩尻市大字広丘高出2101番地１　サンバティークＡ104、前住所山梨県富士吉田市上吉田２丁目10番６号　コスモパレス107号室
債務者　品川　　祐
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５５号
長野県安曇野市掘金烏川2083番地３
債務者　三枝　寛生
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５６号
長野県松本市神田１丁目11番26号
債務者　三澤　純子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３２２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新田町17番地２　フレグランスエアポートＣ―101
債務者　伊藤　久乃
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０９号
愛知県海部郡大治町大字西條字笠見立56番地の１　安藤マンション107号
債務者　飯田　浩二
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部